

「第17回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への議会の見解

Q. 【防災】

大地震が発生した場合、知立市としてどのような取組みをしていますか。

①人命救助②ケガ人の手当③食料④水⑤トイレ⑥毛布⑦ゴミ処理⑧その他について。

4

議会の見解

議会としての現状の対応は、地震や台風等の災害により知立市災害対策本部が設置された時点で、正副議長が市役所議長室に詰め、市の対策本部から随時状況報告を受け、各議員に連絡し、また災害後に、議長から全体の状況報告をする程度であります。ほとんどは各議員の判断にまかせ、その地域事情にあわせ議員が個別に対応しているのが現状であります。

東日本大震災の惨状や、この地域でも懸念される南海トラフ巨大地震の的確な対応を考えた場合、現状の取組みでは不十分であり、議会として、業務継続計画（議会BCP）策定が必要との認識で全会派が一致し、協議を進めてきました。その結果、平成28年2月22日「知立市議会における災害発生時対応要領」及び「知立市議会における災害発生時の行動マニュアル」を策定しました。これは、災害時における議員としての役割や行動を明確にするものであり、災害時には必要に応じて、議会内に「知立市議会災害対策会議」を設置し、知立市の災害対策本部と連携し、市の災害対策活動を支援していくとともに、議員自らが迅速かつ適切な災害対応に取り組んでいくものであります。詳細な業務継続計画（議会BCP）については、今後継続して協議・策定していく予定であります。

なお、質問にあります人命救助やケガ人の手当、食料や水の手当、ゴミ処理などは、議会に執行権限はなく、市の防災対策上の重要任務の範ちゅうであります。市としても平成27年度より業務継続計画を策定している状況であり、そこに反映されていくものと考えています。が、不十分な状況があれば議会として、その内容の改善・充実や対策の強化に向けしっかり意見提言をしていければと考えています。